

令和6年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和6年12月20日 金曜日						
招 集 場 所	笠置町議会会議場						
開 閉 の 日 時 及 び 宣 告 者	開 会	令和6年12月20日 9時30分		議 長	西 昭 夫		
	閉 会	令和6年12月20日 11時40分		議 長	西 昭 夫		
応（不応）招 議 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	由本好史	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	向出 健	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	職	氏 名	出 欠	職	氏 名	出 欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼商工 観光課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	企画調整 課 長	草水英行	○				
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署 名 議 員	1 番	由 本 好 史		2 番	西 朋 子		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和 6 年 第 4 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和 6 年12月12日～令和 6 年12月20日 会期 9 日間

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 6 年12月20日 午前 9 時30分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 発議第 2 号 笠置町の四季の催し物についての効果的な運用を求める決議の件
- 第 3 一部事務組合等議会報告
- 第 4 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年12月第4回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、一般質問を行います。

2日目に引き続き質問を許します。

5番、山本勝喜議員の発言を許します。

5番（山本勝喜君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問書に基づきまして質問させていただきます。

まず、住民の健康管理についてです。

予防接種、ワクチンには大切な3つの目的があります。1つは自分がかからないために、2つ目はもしかかっても症状が軽く済むために、3つ目は周りの人にうつさないためにあります。1と2はワクチン接種を受ける人のための目的です。ワクチンが個人防衛と呼ばれる理由です。3つ目は、自分の周りの大切な人を守るという目的があります。

最近では、赤ちゃんや子供同伴のレジャー、ショッピングなど、外食などが非常に日常的になりました。また、働く女性が増えて、保育園などで集団生活を送る子供も増えています。このように人の多く集まる場所に子供が長時間いることが多くなると、それだけ感染症にかかる機会が増加しますので、近年では何かと感染症の発症率が増加傾向にあります。今年に入ってから国内でインフルエンザや新型コロナのほか、マイコプラズマ肺炎、手足口病なども流行し、子供だけでなく大人も罹患する報道がされています。これらを予防するためには手洗いやうがいのほか、予防接種が有効なものも多くあります。その多くは任意接種です。そこでお聞きします。

笠置町では現在、乳幼児や高齢者に対する予防接種のほか、今年から任意接種のうち、子供と高齢者に対してはインフルエンザ予防接種の助成、また高齢者には新型コロナワクチン接種の助成をされますが、まずはその内容を教えてください。

以下は自席で行います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

小児インフルエンザ予防接種助成事業でございますが、任意接種であります、子供インフルエンザ予防接種に要する費用を助成しており、子供のインフルエンザ蔓延の防止と重症化を予防するとともに子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和6年度からその接種費用の一部を助成しております。対象は生後6か月の乳児から15歳までで、1回当たり上限額は1,500円で、13歳未満の者は2回としております。

次に、高齢者に対するインフルエンザ予防接種及び新型コロナワクチン接種事業でございますが、これまで特例臨時接種として行われてきました新型コロナ予防接種は、令和6年度から季節性インフルエンザ予防接種と同様に予防接種法上のB類疾病に位置づけられ、65歳の方等を対象に定期接種として実施しております。インフルエンザ予防接種は自己負担額を1,500円とし、新型コロナ予防接種は自己負担額を2,000円としております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

そうしたらお聞きしますが、15歳以上65歳未満の現在、現役世代といえますか働いている方に対しての助成はされ、できないということでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在は町の助成としてはやっていないということで、自ら自分で受けていただくことは可能でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） その点は分かりました。

そこで、幾ら予防接種をしてもかかるときはかかると思うんですね。もしかかった場合、自分も3月にちょっとコロナにかかりましたら非常に治療費が高いと。コロナに今年の4月から助成もなくなりまして、自分がちょっと調べたところ笠置町では2つの治療薬を処方されていて、高いほうの薬、3割負担で2万6,540円かかります。そしてまた、安いほうの1万6,190円がかかるんですが、これかなり高いんで断られる方もいらっしゃるって聞いているんですが、その点をちょっと笠置町自体で助成されるということとはできないのでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行されたことにより、治療薬の薬剤費及び入院医療費については、他の疾病と同様に医療保険の自己負担割合に応じて負担することになっておりますが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いになっております。町としては、そういったことになっておりますので、それにプラスして何か助成ということは現在考えておりません。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

それでは、町単費では非常に難しいとは思いますが、そこで町長、お聞きしたいんですが、町長の前職を生かしまして、このような負担とか国や府になど働きかけていただきまして、何とかしていただければありがたいと思うんですが、その点はちょっとお聞きしたいです。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの山本勝喜議員の御質問でございますが、山本勝喜議員が御指摘いただいたように、今回の特にコロナの医療費負担が多くなっている、それによって治療を受けないという選択もされるということは承知しております。その中で、やはり町と京都、例えばもうこちら京都府ですので府、そして国というそれぞれの役割があると思うんですね。町がやるべきこと、京都府がやるべきこと、国でやるべきことがあると思っております、このコロナに関してとかやっぱりこれは笠置町のみでなく、やはり私たちは国民全体の話かなと認識しておりますので、今回御指摘いただいた内容というのは、やはり国なり京都府の方がしっかり考えていくべきことかと思っております。その中で、様々な機会を捉えまして、今いただいた御意見などは、国の方なり京都府の方なりには届けていきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） その辺のまた対処の方よろしく願いいたします。

そのまま次の質問にいかさせていただきます。

ごみ出しについてなんですが、笠置町のごみ問題についてお聞きします。

9月の定例会で、笠置町では高齢者ごみ出し支援制度の導入の手引きの内容を一部笠置町でも取り組まれていると伺いました。対象者は要介護認定者以外の方で、社協さんが事業を実施されているとのことでした。

ごみ出しは大変な労力が必要です。それでも自分でできるうちは自分でやるとおっしゃられる高齢者もたくさんいらっしゃると思いますが、自宅前に出されているごみ袋を見かけ、それら

もきちんと収集されています。それも事業者の方が、業者の方々も納得されて回収されると思うんですが、自分はそれぞれ戸別収集を否定しているわけではありません。すごくありがたいことだと思っはおりますが、笠置町は今現在、世帯数が567戸と非常に少ないと思うんですよね。ほかの市町村でもやっぱり戸別収集するのを見かけますので、そこを何とか一部地域ではなく笠置町全体で実施できるかは、できないかは、お伺いします。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの山本勝喜議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町全域での戸別収集の対応というのは難しい状態です。現在、可燃ごみにつきましては、東部クリーンセンターが休炉の状態であるため、可燃ごみをはじめとする収集運搬及び処理の業務を外部に民間委託させていただいております。相楽東部広域連合におきまして、プロポーザルの仕様書に基づき令和6年度から令和10年度までの5年間の委託契約を行っていただいております。現状からの変更は和東町、南山城村との協議も必要となるため、対応が難しい状態です。また、現行の収集方法につきましては、道路幅が狭く、回収ボックスを設置するにも困難な地域や、集落において家屋が点在している地域などにつきましては、やむを得ず戸別収集をしているところがございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 自分も9月にこの質問させてもらってから、住民の方から戸別収集難しいということ聞きまして、どないというんですか、ある地域で出しているやないかということちょっと言われたんですよね。自分もそれ全然知らなくて、もう出た言葉がもう、何でやろうという言葉しか出なかったんですよ。そこで自分も設置ボックスをいろいろ見て回りました。確かに今おっしゃられたとおりに道幅もあつて狭いところもあつて設置できない、それはよく分かっております。他の市町でも、折り畳み式のそのの住民の方にお伺いしたら、45リットルの袋で7つから8個ぐらい入るらしいんですよ。そこでそれも折り畳んだら重さにしたら5キロか6キロぐらいで、持ち運べて折り畳んでガードレールの後ろとか、そこで保管できる聞きましたんで、またそういうふうなことも設置していただければありがたいと思っております。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御提案ありがとうございます。

御提案いただきました件につきましては、今後の参考とさせていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 5 番、山本勝喜議員。

5 番（山本勝喜君） その辺、よろしくお願いします。

事業ごみについてちょっとお聞きします。

昨日、全員協議会の説明の中で、ごみ処理広域化に関する資料によりますと、笠置町が排出している事業系のごみの量が多いということが分かりました。南山城村と比較すると、南山城村の人口が、このデータ、令和 5 年 3 月のデータなんですけど、南山城村の人口が 2, 4 8 1 人に対して、家庭から出た可燃ごみが 3 1 0 . 6 1 トンで、事業ごみが 3 8 . 0 1 トンです。これに対し笠置町は、人口 1, 1 4 8 人に対して、家庭の可燃ごみが 1 8 3 . 6 8 トンで、事業ごみが 8 7 . 0 5 トンです。

この事業ごみについては、事業者さんはしっかりごみの分別を行い、資源回収にも努められた上で条例で定められた処理料を支払われているにもかかわらず、実際の処理料の方が高額なため、笠置町の一般会計から支出をしている状況でした。前町長はこの問題について、管轄である相楽東部広域連合で問題を提起し、条例や規則の改正を申し出ているとのことでしたが、この問題は解決したのでしょうか。お聞きします。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

解決はしておりませんが、相楽東部広域連合におきまして課題であると認識していただいております。先日、開催されました 3 町村の参与会議におきましては、この件につきまして話をされたというふうに伺っております。相楽東部広域連合の事務局からは、令和 6 年度からの処理実績を把握した上で、手数料の改定に向けて検討を進めているというふうにお聞きしております。以上です。

議長（西 昭夫君） 5 番、山本勝喜議員。

5 番（山本勝喜君） 5 番、山本です。

この事業系のごみは。南山城村と比較したら、笠置町、人口半分に対して倍出ているんですね。それって主にどこのごみか、ちょっと自分そこまでは把握できていませんが、恐らく河川のごみが多いと思うんですが、そこは河川のごみ、し尿やごみもかなり住民さんの負担になっていると思うんですね。

そこで、前町長の話になりますけれども、ちょっと待ってください、事業系の一般廃棄物は事業者が経費を負担するというの大原則になっていますが、このごみ処理の方も観光協会の方としっかり話をするというのを伺っておりますが、その話は町長、現町長はまだ話をさ

れていないということなんですよね。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ごみ、ちょっとこの今回の御質問の中で観光協会というかキャンプ場の話の御質問かなと思っております。その件については、私も詳細なところどれぐらいの量が負担、量のが出ていてというところまで、私そこまで正直把握はできていないんですけども、ただ課題という形の方は引き継いでおりまして、伺っております。そのあたりも含めて、そうですね、4月の以降のその業務のキャンプ場の運営に関する中で解決を図らないといけないというような形は認識しておりますので、その辺も含めて検討はしておるところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、山本勝喜議員。

5番（山本勝喜君） 5番、山本です。

昨日、町長、議員さんの答弁の中で事業の方を精査するとおっしゃっていましたが。そこで自分別に観光協会責めているんじゃないかと、やはり50万というお金を負担されているじゃないですか。その点もいろいろ考えていただいて、それが適正なのかどうかも本当に精査していただいて、またいろいろ考えていただけたらありがたいと思います。

議長（西 昭夫君） 答弁。

5番（山本勝喜君） いいです。

議長（西 昭夫君） 終わり。

5番（山本勝喜君） まだ。

3番のもう一つ、通学路の件なんですけど、昨日、山本麻也議員が質問させていただいて回答いただいたのを重複しますので、それはもう省かせていただきます。以上で自分の一般質問を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これで山本勝喜議員の一般質問を終わります。

次に、6番、山本翔太議員の発言を許します。

6番（山本翔太君） 6番、山本翔太です。

議長のお許しをいただきましたので、一般通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず1つ目、奥田住宅の環境整備について、2番目、町職員の移住者への不適切な事務処理について、3番目、花火大会開催についてのこの3つです。

まず1つ目、奥田住宅の老朽化についてお聞かせください。

奥田住宅の老朽化が進んでいますが、今まで放置していたのはなぜか。

これ以降の質問につきましては自席で行いますので、よろしくお願いします。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

ただいまの山本翔太議員の御質問にお答えさせていただきます。

奥田団地の環境整備につきましては、決して放置しているものではございません。老朽化が進んでいる住家につきましては、居住されている方が住みやすい環境づくりといたしまして、高齢者がスムーズに歩行できますよう屋内外の手すりの設置、改修及び玄関の踏み台等設置を行い、維持管理に努めております。また、奥田団地につきましては、毎年2回、業者さんに除草作業を実施していただいております。今年度におきましては、空き家周辺等のつる切り及び住居に支障ある木の伐採を実施し、環境整備にも努めてまいっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 6番、山本です。

この奥田住宅のことに关しまして、まず住民さんからの声をお聞きしているのが、まず見た目の問題です。老朽化が本当に進んでいる中で、特に雨とか降ったときは湿気とかもかなり多くなってきて、とても住みにくい環境だと聞いているんですね。

もう一つは、空き家のことなんですけれども、空き家のことで空き家の敷地内から木とか草が、お隣に住んでいるところに枯れ葉など草がかなり境界、境界というか玄関先にまで来ていることもかなりあるとお声もいただきまして、僕も今回、今年、奥田住宅、除草工事させていただいたんですけれども、その際にやはり一番言われたのが、まず空き家に関してなんですけれども、獣などのすみかになると、もちろんごみの不法投棄もあると、そういうふうな声を聞かせていただいて、この空き家に関してなんですけれども、このごみの不法投棄とかそういうことに関して、その獣のすみかになるとかそういうことに関しましては、どういふふうな対応をされるのか、これから。お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

ただいまの山本翔太議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに議員が言われるように、空き家には獣のすみかになったりごみが不法投棄されている等々、お住まいの方々から連絡が入っておるのは現実でございます。そのたびに職員が行って収集等させていただいておりますので、今後もそのつもりで努めてまいりたいと思いま

す。以上です。

議長（西 昭夫君） 6 番、山本翔太議員。

6 番（山本翔太君） 6 番、山本です。

この奥田住宅に関しましてやはり一番言われているのが、空き家の問題もあるんですけども、笠置町の町営住宅は奥田住宅、後谷住宅、有市の住宅、合計3つなんですね。その中でも一番進んでいるのが、耐震とか補強に対して、有市の住宅なんですよ。なぜ有市ばかり工事進んでいて、奥田住宅はなぜきれいにしてもらえないのかという声もかなり上がってまして、その辺に関しましてもお聞かせ願えますか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

山本翔太議員の御質問にお答えさせていただきます。

町営住宅長寿命化計画におきまして、有市住宅の簡易の住宅をストックとしておりますので、今は重点的にその耐震工事等を実施しております。

先ほど申しましたように、木造住宅につきましても何ら不備がありましたら改修等々させていただきますので、以上でございます。

議長（西 昭夫君） 6 番、山本翔太議員。

6 番（山本翔太君） 6 番、山本です。

奥田住宅に関しましては、木造住宅ばかりなので、もし1軒から火災が起きるとします。木造住宅であいう本当に老朽化が進んでいる中で火事とかなったら、あそこ周辺が一気に全焼になる可能性も僕はあると思うんですよ。それで消火栓とか、僕も消防団所属してまして、ホースとか筒先入ってる消火栓あるじゃないですか。あの前に手すりとか普通に何かなってあるんですよ。住民さんからの意見からしたら、手すりで開けられないと、消火栓が開けられないと、手すりが邪魔になって。もし火災が発生した時とかいったらもう全焼になる可能性もあるので、どういうふうな対応をされるのか。

それともう一つ、一度空き家のことに関しまして老朽化も、かなり空き家の状態が悪くなっていますので、そこに対して住民さんって、引っ越しされてきた方でもとてもじゃないですけども住みたいと思われないと思うんですよ。今後その空き家に関してもどういうふうな対応をしていけるのか、それもお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

空き家につきましては、木造住宅につきましては、今のところ入居は止めているところでございます。今後は簡易の方に移っていただく予定をしております。

消火栓の方につきましては、確認させていただいて対処していきたいと思います。以上です。

議長（西 昭夫君） 6 番、山本翔太議員。

6 番（山本翔太君） 6 番、山本です。

町長にちょっと御質問させていただきたいんですけれども、一度奥田住宅の方に行っていたきまして、本当にそこに住んでいる方々がどういうふうな思いで住んでおられるのか、一度聞いてもらいたいと思います。取りあえず奥田住宅に関しては以上です。

議長（西 昭夫君） いや、答弁求めているから、そのまま続けて質問してください。

6 番（山本翔太君） 次、2 番目、町職員の移住者への不適切な事務処理についての質問に入りたいと思います。

申請の手続を放置し忘れていたとのことで、町職員が内緒で立替えされたことは事実ですか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

山本翔太議員がおっしゃられたのは事実でございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 6 番、山本翔太議員。

6 番（山本翔太君） 6 番、山本です。

そもそも申請手続をなぜ放置し忘れていたのか、そのことについてお返事聞かせていただきたいんですけれども。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

山本翔太議員の御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、先の議会でも報告させていただき、議会の中でも、委員会の中でも報告させていただいた内容でございますが、本年度に入りまして、町職員の移住、京都府の移住補助金、すみません、移住に関しまして住宅改修の補助金制度というのがございます。それに関しまして、資料の提出、申請書類の提出があったものの、京都府に対して補助金申請ができていなかったというところでございます。当時の課員、課長と管理職も含めまして把握ができておらず、事務が遅れておりまして、そのことに関しまして職員が自ら移住者の

方に振り込んだというものでございます。これに関しましては既に、既にといいますか移住された方へのお支払いの方も済んでおるところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 6 番、山本翔太議員。

6 番（山本翔太君） 6 番、山本です。

この件以外にも過去に同じ職員の方がいろいろと同じような内容で繰り返され、同じことを繰り返されるいろいろな事件があった中で、いろいろ同じ職員の方が繰り返されると思っているのですが、この件につきまして僕もいろいろ調べさせてもらったところ、業務がすごく忙しかったりだとか、1 人で誰にも相談せずに悩んで処理してしまったこととかいろいろお聞きしたんですけれども、課の異動とかそういうふうなことは、町は何も対処とかはしないんですか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

この本件に関しましては、既に 8 月 19 日付で処分も行っております。職員、すみません、個人が特定できるような内容になりますので、ちょっとお控えさせていただきます。異動に関しましては、本案件に関しましては今年度のことでございますので、先ほど言いましたように既に処分も済んでいることですので、そのまま業務に就いております。以上です。

議長（西 昭夫君） 6 番、山本翔太議員。

6 番（山本翔太君） 6 番、山本です。

1 つ町長にお聞きしたいんですけれども、この事件があったときに町長はまだ就任されていなかったですよ。なのにもかかわらず減給処分、町長も一緒に受けたと聞いているんですけれども、それはなぜ町長も一緒に受けたのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 通告にない。いいのかな。いいですか、町長。

町長（山本篤志君） ただいまの山本翔太議員からの御質問でございます。

これは、この改選前の議会になりますけれども、そちらの方でも御説明いたしましたが、本来、仮に職員が不祥事というか問題を起こした場合、やはりその責任というのは、その上司と、内容にもよりますけれどもやっぱり当時のやっぱり町長というところなり、それぞれの所属のトップの方がその責任は、やっぱりその責任は取るべきだと私考えております。それは、先ほども答弁がありましたけれども、しっかりやはり課員の仕事内容などをやっぱり把握して、もしも不適切な部分、不適切というか処理が遅れているのであれば指導するというようなことが本来の業務の内容だと思っております。

ただその中で、現時点では関係した職員、当時のトップも含めて誰もいない状況にある中で、私は組織、今回のこの事件という、事象というのは、やっぱり町全体のものだと思っております。その中で、やはり誰も他に責任を取る者がいないという状況である中で、やはり私のほうが、代わりというわけではないですけども今の町の責任者として、そして今、今回この事象が表に出たというか、今回は私になってからのところでしたので、やはり私自身が職員に対して、それと町民の皆様に対してもしっかりと責任を取るという、町として今後の対応の仕方も示すという意味も込めまして、私自身も処分を受けるということで判断させていただき、議会に対しても御提案させていただいたところです。以上です。

議長（西 昭夫君） 6 番、山本翔太議員。

6 番（山本翔太君） 今後このようなことがまた起きないように、町としてどのような対策って、いろいろと何か今の段階でなされていることはあるんですか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども御質問の中にも一部入っておりましたが、本案件につきましては、業務過多にもなっていたというところでも原因があり、職場で相談できる体制ではなかったと、職場の体制が脆弱であったということも起因していると感じております。

対策としましては、業務分担の平準化であったり、管理職による課員の業務の内容の把握、事務処理の進捗などの把握、また複数人でのチェック体制、確認の徹底というところを強化するように、本案件の後、各課の管理職、職員に対しまして通知を行ったところです。また、もちろん公務員として基本である地方公務員法、法令、条例、例規等にのっとりまして事務を執行するように通達しており、再発防止に努めているところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 6 番、山本翔太議員。

6 番（山本翔太君） ありがとうございます。

次、3つ目の花火大会開催について御質問させていただきます。

この花火大会の開催についてなんですけれども、昨日、由本議員、山本麻也議員からいろいろと答弁がある中で、1つちょっと聞かせていただきたいの、花火大会開催は鍋フェスタのフィナーレに行うという形で聞いているんですけれども、花火の時間が大体約10分ほど、その10分ほどに対しての花火に係る経費というのは、今の段階で明確に幾らかかるのかというのは決まっているんですか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 山本翔太議員の御質問お答えさせていただきます。

現時点では、花火に係る経費といたしましては１００万円を予定しております。以上です。

議長（西 昭夫君） ６番、山本翔太議員。

６番（山本翔太君） その１０分間に対しての１００万円というのはやっぱりかなりお金がかかってくると思いますので、そこに対して、当初の予算やったら花火大会が３００万となっていたんですけども、今回鍋フェスタ後のフィナーレで１０分間の花火ということをお聞きしまして、今、前田参事がお答えくださったように、１０分間に対して１００万円というのはちょっとかなりお金がかかるんじゃないのかなと僕自身も思っていて、もちろん町民の方からもなぜ花火大会をするのか、なぜしないといけないのか、そういうお金があるならば福祉や御高齢の方にお金を回してもらえるようにしてほしいという声も上がっています。あくまでもまだ予定ですよ。確定ですか、花火大会するのは。

議長（西 昭夫君） 質問ですか。

６番（山本翔太君） はい、質問です。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

花火大会に関しましては、昨日もお答えさせていただいたとおり広報も進めておりまして、実施することは確定しております。以上です。

議長（西 昭夫君） ６番、山本翔太議員。

６番（山本翔太君） 花火大会確定に関しましてなんですけれども、予算が厳しい中される中で、本当に先ほども申しましたとおり１０分間に対して１００万使うというというのは、やっぱりかなり大きなお金となってきますので、今後また予算とかもいろいろ考えていただいて、開始するか開始しないかを本当によく検討していただきたいと思います。

質問はこれで以上です。ありがとうございました。

議長（西 昭夫君） これで山本翔太議員の一般質問を終わります。

次に、７番、向出健議員の発言を許します。

７番（向出 健君） ７番、向出です。

質問通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

本日は大きく３つの課題について質問をさせていただきます。

1つ目は、保育料無償化と高校通学費の無償化についてです。2つ目には、水道事業におけるPFAS（有機フッ素化合物）の対策についてです。3つ目には、災害訓練やその対策についてです。

まず、1つ目の保育料無償化と高校生通学費無償化について質問をさせていただきます。

議会のたびに無償化についての考えをお聞きしてきました。その中で町長の答弁として、まずは京都府がしていくという答弁もありました。その一方で府議員をされていた時代には、京都府にこうした無償化等を求めた中で、なかなか京都府が対応していただけないという話もお聞きをしています。町のトップとして決断をすれば、十分実施できるものだと考えておりますけれども、一方で時間が経てば経つほど子供さんが卒業したり、今のお子さんを抱えている方の家計負担という点では恩恵が受けられなくなっていくものだと思います。

そこで、今決断をしていただいて、できる限り早く実施をしていただきたいと思いますけれども、無償化を本当に検討してもう実施をするとそういう決断をしていただく、そういうお考えはあるか、まずお聞きをしたいと思います。

残りについては自席にて質問させていただきます。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまでの答弁の繰り返しにはなりますが、保育料の無償化につきましては現時点では考えておりません。子育て支援という中で、また笠置町として限られた財源の中でどのような支援が図れるのか、引き続き検討をしております。参考にですが、令和6年度では小児インフルエンザ接種費用助成事業や笠置未来っ子応援事業の拡充など、子育て支援に対する事業を新たにさせていただいております。以上です。

議長（西 昭夫君） 通学費の…。参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） すみません、失礼いたしました。

向出議員の御質問いただいております通学費、高校生の通学費の件につきまして答弁させていただきます。

こちらも以前から御質問いただいております、無償化につきましては、現在のところ無償化につきましては考えておりません。本年度、笠置未来っ子応援交付金の中学校卒業生に対しましては、高校入学準備もありまして保護者の負担の軽減につながればということから、8万円に増額するとして拡充をしたところでございます。しかしながら、子育て世帯に対する負担増やまたJRへの利用促進の効果、近隣自治体の動向も踏まえまして、こちらも限ら

れた財源ではありますので、補助という形で検討していければと今考えているところでございます。また、この高校生の通学費につきましては、京都府の範疇でもございますので、引き続き補助制度の拡充につきましては京都府の方に働きかけをしていきたいと、要望してまいりたいと思っております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7 番、向出議員。

7 番（向出 健君） 7 番、向出です。

答弁の中にもありましたように、笠置未来っ子応援事業の中で、中学校卒業時点で3万円の給付だったものを5万円を追加されるという対応をされています。それは子育て応援ということでされていると思います。

先ほどから財政も限られた中というふうな答弁がありましたけれども、以前お聞きしたところ、高く見積もっても保育料無償化、高校生通学費の無償化を足しても100万円台の金額というふうにお聞きをしています。その中で、先の決算では不用額が約3,000万ほどある、そういう状況の中で決断をすればいいのではないかと、また、町長自身も府会議員時代にはやっぱりその高校生の通学、もちろん京都府の仕事という立場ではあって求めたんだと思うんですけれども、そういう立場もあったと思うんです。まずは、京都府に実施していただくということも大事だと思うんですけれども、なかなか実施しない中でやはり町として、やっぱり身近な町が今決断すれば、十分に費用面でも実施できる状況にあるというふうに思うんです。だからこそまずは町が率先をして家計の子育て応援のために、そして特に家計の中でも普段の中でよく無償化として行われているような施策、分かりやすい施策ということもありまして実施をいただきたいというふうに考えているわけです。

定期代、通学定期代でいきますと、笠置から木津間、1か月定期では5,360円、3か月で1万5,290円、6か月で2万8,980円となっております。京田辺までですと1か月で7,560円、3か月で2万1,590円、6か月で4万900円と、JRのネットの方で調べさせていただいたらこのような金額になっております。そこそこの負担、家計にとっては負担です。しかし町財政から見ると僅かな費用負担で無償化できるのではないかと、こういう観点からもぜひ実施を決断いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

やはりこれもうちちょっと大前提になりますけれども、やはりこれも本来町がやるべきこととやっぱり府がやるべきこと、この今回の件では国ではないのかもしれませんが、

やっぱりその役割分担というのはどうしてもあると思います。その中で特に高校通学費の件につきましては、やはり私は府の制度である以上、まず府が1つ高校生ということで考えますと、所管でいきますと京都府になるんですけれども、その中でやはり京都府がまずしっかりと検討していくべきことだと思っておりますのでというのがございます。

そして、保育の無料化につきましても、確かに保育の無料化というのは広がってきております。その中で全国的なこれ議論となっておりますので、そう考えますと、やはり私は子育てに関してもやはり国がしっかり責任を負うべきものだと思っております。その中で、ですので全体の無償化という部分については、私はまだ決断はしておりません。ただその中でもやはり、これは具体的な事例まではまだ申し上げられないですけれども、その中で取れる方法と、中でこれ必要だろうと、これが緊急性が高いだろうというようなものについて検討しておる段階でございますので、全体のこの高校通学費の無償化、そして保育料の無償化という部分についての決断と言われますと、決断はまだしていないというお答えになりますけれども、様々な検討はしているということで御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、向出議員。

7 番（向出 健君） 7 番、向出です。

財政規模でいきますと、当然国や府が様々な支援をしていくのが好ましい面があるとは思っております。ただその一方で、中学校卒業のタブレットに見合う形での給付をやられたということは、やっぱり子育て応援が大事だというふうに考えておられたからだというふうに思います。

それで、当然府が実行していただければよりよいんですけれども、やはりそれを待っている、すぐに実行するというめどが立てばいいんですが、なかなか実行するめどが立っていない中で、身近なやっぱり町が、町長の決断1つでできるところではあると思うんですね。まずはやっぱり身近なところが決断して、まず取りあえず家計の負担をする、その上で京都府や国にも求めていって実施を求めるという形が好ましいんじゃないかと思います。ただ、同じような答弁ずっといただいておりますので、この問題については以上とさせていただきますけれども、ぜひきちっともう一回本当に考えていただきたいと思います。

そうしまして、2つ目の水道事業におけるPFAS（有機フッ素化合物）の対策について質問させていただきます。

11月29日に環境省と国土交通省共同で同時発表という形で水道事業におきましてPF

ASの中、有機フッ素化合物という化学物質ですが、代表の物質としてPFOSとPFOAという2つの物質について全国の水道事業の水質検査結果の公表をしています。笠置町も国の方のそういう指示を受けまして水質検査をお聞きしたと聞いていますけれども、まずその経緯と、その水質検査の結果を水道事業ごとに説明いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

各浄水場の有機フッ素化合物の検査結果について報告させていただきます。

笠置浄水場が1リットル当たり6ナノグラム、有市浄水場が1リットル当たり5ナノグラム以下なので定量下限未満という書き方になっております。東部浄水場が1リットル当たり29ナノグラム、飛鳥路浄水場が1リットル11ナノグラムです。国の暫定目標値が1リットル当たり50ナノグラム以下となっておりますので、全ての浄水場におきまして国の暫定目標以下となっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

国の暫定基準はリッター当たり50ナノグラム、ナノというのは10億分の1ですが、大分小さい数字ですのでなかなかぴんと来ないかもしれませんが、逆に言いますとそれだけ僅かな物質で危険があるんじゃないかということでこういう数字になって、このぐらいの単位になっていると思います。

この問題について、暫定基準値未満ではありますが、町としては安全上どういうふうの評価されているのか。これ、全国の令和6年度の報告件数としては1,745事業ということになっています。その中で上位の30の中に、25ナノグラム以上50ナノグラム未満という中にこの笠置町の東部が29ナノグラムというのも入っております。かなり全国でも上位の検出結果となっておりますけれども、これについてはどういうふうに見ているのか。やはり原因の究明も含めまして対応していかなければいけないとは思いますが、笠置町としてはどういう対応があるかも含めまして、どういうふうに判断をされているか、答弁を求めたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

国が定める暫定目標値を超過した浄水場はございませんので、町内の水道水については安全でございます。しかし、P F A Sは、水道水の基準値等体系において科学的知見や情報を収集すべき要検討項目から水質管理上留意すべき水質管理目標設定項目へ格上げされているため、今後も町民の皆様に安心して水道水を御使用いただけるように努めてまいります。

原因究明につきましては、現在のところ国が定める暫定目標値を下回っておりますので、早急にP F A S、有機フッ素化合物に関する原因究明及び対策を行う必要性は低いと考えております。しかしながら、水道水は住民の健康に欠くことができないものであることから、京都府に対しましてP F A S、有機フッ素化合物への対策に係る支援を重点項目とした要望書を提出していきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

原因究明のところ、特に今すぐ必要性はないという話でしたけれども、そうしますとこの値増えていくと予測されているのか減っていくと予測されているのか、そういうことも含めて判断できているということなんでしょうか。原因が分からなければそういったことを判断できないと思うんですけれども、これ、そのためにこそ原因究明をして、これなら増えない、もしくは減っていくであろう、もしくは対策が要ということが分かるはずなんですけれども、そういう点はいかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 基準を下回っておりますので、現在のところ原因究明等は考えておりません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

そうしますとこれ増えていくと予測か減っていくと予測か、これで平行的にいくと予測されているのか、もしそう判断されているとすればその判断の基準は何でしょうか、お聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼します。

P F A Sにつきましては、年1回の検査をしておりますので、今後、来年度につきましては少し回数を増やして様子を見ていくと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7 番（向出 健君） 7 番、向出です。

先ほど安全、基準値は下回っているので安全である旨の答弁がありました。NHKの2024年6月28日のウェブニュースの関連のこの問題での記事の中では、アメリカ学術機関の健康リスクが高まる値としては20ナノグラムリッター当たりということが記事の中に触れられております。

また、環境省のこの問題に関するQ&Aというのが2024年8月時点ということで出されております。その中では、どのぐらいの量が入れば人体に影響を与えるかということについては、はっきりした知見、十分な知見がない旨が記されております。つまりあくまで暫定、50ナノグラムというのは暫定基準であってはっきりとした知見がないというふうには書かれているわけです。その一方でPFOS、PFOAのいろんな有害については一定あることがこの環境省のQ&Aの中でも触れられております。動物実験等では肝機能に影響を与えるとか、動物の子供の動物の体重減少があるとか指摘されているというような内容も掲載をされております。人についてもコレステロール値の上昇、発がん、また免疫系などとの関連が報告をされていますということで、危険があることについては一定報告がされていると内容にはなっています。

そういう中でこの暫定基準を下回っているから安全だけではなくて、予防の原則でいきますと、はっきりしないものについてはできる限り危険なものとして取り扱って、そして現に検出を、限界値のところもありますから、それを目指して安全・安心を確保しようと思えば、それぐらいの対応をしていかなければ、いつの間にか基準値を上回ってしまうという事態にもなりかねないんじゃないかと思います。今の段階から要望書出していただくのは大変いいことだと思うんですけども、つまり原因究明も含めて対策がいるかいらないか、判断の基準になると思いますので、そこも含めて今からすぐに検討し、どういう形、例えば京都府から補助いただけるのか、どういう機関と連携したら調査ができるのかも含めまして対応いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの向出議員の御質問でございますけれども、正直なところまだ知見的なものが明確なものが出ていないということもこれ事実でございますし、その対応についてどうすればいいかということも出ていないのも事実でございます。ただその中で、笠置町からというわけではございませんが、他の市町村との合同の中の京都府内の要望なり京都府内の方の相談の形で、特にこの原因究明も含めて、これまで笠置町としてこの数値が出る

以前の話にはなりますけれども、やはり京都府としてもしっかり取り組んでほしいということ、また、国に対しても特にこれ単独市町村だけではやはり解決ができない、原因究明も含めてなかなか難しいということもございましたので、そういう要望なり意見交換というのはしてきたところでございます。

ただ、これ国も府もそうでしたけれども、やっぱり明確にまだ答えられないと、どういう対策していいかという明確なお答えはどこもいただけておりませんので、このあたりも私たちではなくて第一段階ではまず京都府だと思いますけれども、そちらの方としっかり話をしながら対策については進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、向出議員。

7 番（向出 健君） 7 番、向出です。

環境省のQ&Aの中でも先ほども触れましたけれども、量についてはどれぐらいの量かということかまだ十分ではないということで、様々な知見を駆使して国の方もさらに検討したいという趣旨のことで進めているという状況ではあります。ただ一方で、一定やはり健康にリスクがあること自体は、この物質が影響を与えているということ自体は、一定そういう疫学的調査含めまして全く否定されているわけじゃなくて、その危険がやっぱり指摘されているという状況にあるわけです。

そして、NHKの先ほどのウェブニュースの中で、岡山県の吉備中央町では昨年の10月に基準値の28倍の1,400ナノグラムが出たということになっております。水源は替えたということで対策は一定して、もう今は基準値を超えている状況ではないということにはなっていますけれども、ここの町でももともとこういうふうになるとは想定していなかったと思うんですよ。でも結果なつたと。やっぱりそういう状況現に生まれている例があるわけで、やはりきちっとした形で対応いただきたいと思います。

そして、特に住民の方へのやっぱり周知、こういう状況、それで町としてはこういう対策する、これが本当に危険性とか安全性、健康上どうなのか、やっぱりきちっとした情報をお知らせすることが大事やと思いますが、住民への周知、この問題についての周知はどうされるかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

住民への周知といたしましては、遅くなりましたが令和6年12月18日に本町のホーム

ページにおきましてPFASの検査結果、安全上の説明等につきまして掲載させていただきました。掲載内容につきましては、有機フッ素化合物の説明、本町の水道水の安全について及び検査結果でございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、向出議員。

7 番（向出 健君） 7 番、向出です。

ホームページ上載させていただいて対応していただいているということで、それはいいと思うんですけども、なかなかネット環境で見ない方もおられますので、れんけい等情報配布をしているものもありますので、そういうのも使って周知をいただきたいと思いますのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの検査結果等についての周知についてでございますけれども、検査結果を公表するというのは当然のことかと思っておりますけれども、やはり今現在のということになりますけれども、それによって逆に危険だということを訴えるということも、どう受け止められるということも困るということも本音でございます。ですので、やっぱり安全、一定のやっぱり安全であるというような例えば資料等もつけてやはりお知らせするべきかなとは考えておりますので、まずは第一報という形でホームページで公開させていただきましたけれども、今後様々な情報収集、そして、これが安全だというような答えが出れば一番ありがたいんですけども、今後の情報も含めて今注目を浴びておりますので、様々な方法で周知していければなというふうに考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、向出議員。

7 番（向出 健君） 7 番、向出です。

現在は、直接健康被害が出ていないから特にこういう状況だと思うんですけども、やっぱり出てからでは遅いということもありますし、本当に危険性ははっきりしているということありますので、やっぱりきちっと対応いただきたいと思います。

そうしましたら、この問題については終わらせていただきます。

次に、3 番目の問題です。災害訓練や対策についてです。

昨日も他の議員から少し同様の質問等もあったと思いますが、特に災害訓練を定期的に行うということについて、やはりこれ大事なことでないかなというふうに思っております。もちろん各区長との協議も含めまして詰めていかなければいけないですし、どういう内容をしていくのかとかいうこともきちっと詰めないといけない面があるとは思いますが、

西部区での自主防災組織でしていただいた形のようなものをやっぱり定期的にしていただきたいというふうに考えております。一定そういう形がしていきたいという答弁もありますので、そこは省略させていただきますけれども、そこはまた考えていただきたいと思います。

2つ目に、要配慮者の問題です。

要配慮者の具体的な避難ということで以前にも質問をさせていただきましたけれども、今現在どこまで具体的な協議が進んでいるのか、まだどこまで進んでいないのか。要するに具体的に誰が指示をして、誰がその要配慮者のところに行って、そして、どのような形でその方を移動させるのか、移動の方法も含めまして、また、そのために必要な資機材等どういうものが準備されたらいいのかということも含めまして、どういう状況にあるのかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、各区長や消防団など各関係組織とは、町が現在毎年作成しております避難支援等を実施するための基礎となる名簿の共有のみとなっており、避難行動要支援者の方との具体的な支援者の方の具体的な避難経路、方法等についての協議は現在のところできていません。今後進めていきます個別避難計画作成時にはそれらの人たちと、また福祉専門職の方等にも参画していただきまして、また情報の共有ができていければいいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

せっかく名簿を共有といいますか配付という形までは進んでいますので、その先のやっぱり具体化が必要だというふうに思っています。特に実際、例えば現に避難、例えば私自身がもし避難者を避難させてくださいと言われたときに、やっぱり訓練等を通じてきちっと問題、どういう方法をしたらいいのかとか、また、救助される方も急に例えば家に入ってこられるという状況は、日頃訓練をしてそういう意識があればスムーズにいくと思うんですけれども、やっぱりそこも含めまして具体的な方法と、実際にそれを災害訓練という形でしていただき、災害の意識、防災意識を高めていただくことも含めてやっていかないといけないと。その前にやっぱり具体的に協議をして、実際そうなったときはどういうふうに誰がどう指示して、どういう方法、ストレッチャーにするのか、もっと荷台のようなものにするのか、どういう形でその方を運ぶのか、本当に具体的な、道によってはなかなか車は入れないところもあり

ますし、そういうことを具体的にやはりやっていく必要があるんじゃないかと思います。

この話は全然進んでいないんでしょうか。そのあたりはお聞きしたいんですけども。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

要避難者の方については、それぞれの状況があるかと思います。先ほども申しましたとおり個別の避難計画というのを今後策定していきます。現在は令和4年度に1件の個別避難計画は作成させていただきましたが、今後また引き続き対象の方に対しての避難計画を作成していきたいと思いますので、その中で具体的な避難の行動であるとか等を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番です。

実際に必要な道具の資材であつたりとかも含めまして、やっぱりいざというときにこれがあれば簡単にできたのにとということもあるかもしれませんので、本当に早急に進めていただきたいと思います。

それから、広域避難ということで以前からも質問させていただいていますけれども、例えば台風のような事前に予報、大雨も含めまして予報で分かっている場合に避難をしたいと住民の方が、もしくはほかの近隣というのは少ないと思いますけれども、相互の受入れも含めてそういう事態になった時に、木津川市であつたり奈良市の方であつたり、三重県の方、東の方であつたりとかとは、こういう避難の広域避難についてはどういうふうなところまで協議されているのか。また、事後のこともあります。災害が実際起こってなかなか笠置町内では不安だつたり、十分に避難所ではしんどいということでほかのところで避難させていただきたい、もしくは逆もあるかもしれませんけれども、そういう広域避難については今どういう協議といいますかどういう状況にあるのか、答弁をいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（山本篤志君） ただいまの向出議員の広域避難についてでございます。

広域避難につきましては、もう議員御指摘のとおり私も全く同感でございますので、やはり災害が発生したときに、特に笠置町内の地形等考えた場合にやっぱり広域避難が必要だという場合も相当考えられるかと思っております。ただ、このあたりも相当なシミュレーションが要るのかなと思っております。先ほどの要支援、要配慮の方についてもそうなんですけれども、やはり相当な準備が必要かなというふうには考えております。

ただこれも、そのような今まで広域避難等経験を笠置町としては私が把握しておる限りではしていないか思っておりますので、実際に例えば広域避難等、災害を多く経験されたところの自治体との連携を図った中で、やっぱりその中で例えば広域避難の準備しなければならない点とか、事前に用意しておかないといけない点とか、あと住民さんへ対してのこれも事前からの周知もいるかと思うんで、訓練、そして訓練も必要かと思います。そのやり方についてもちょっと御指導賜るということで計画をしているところでございます。まだ具体的にどこの市町村とかというわけではないですけども、ちょっと様々な点で指導いただけるという形で御依頼をかけているところでございまして、正直まだ今の段階ではっきりこの町ということは言えませんが、依頼をかけていただいております。ということもございまして、今後そのところ具体的に進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

向出議員の御質問でございます広域避難の現在のところの協定についてでございますけれども、近隣でいいますと令和5年度に相楽東部3町村で災害時等における相互支援に関する協定書というのを締結しております。その中で応援体制の支援についても協力し合うこととなっております。ただ、広域的なことと向出議員もおっしゃいました、そういうところでいいますと広域的な協定を結んでいるというところはまだございません。おっしゃるとおり大規模な災害が起きたときに、例えば近隣の市町村でも同様の被災状況である場合を想定しまして、近隣市町村ではなくある程度離れた市町村と協定を進めていくべきところも検討する課題かなというふうに思っています。

その中で一つの手法といたしまして、カウンターパート方式による支援というものがあります。対口支援ともいうんですけれども、それは被災した自治体と派遣側の自治体をペアにしまして、災害対応や生活再建を支援するという枠組みでございまして、今年の1月に起こりました能登半島の地震の際におきまして、笠置町からもカウンターパートの相手先である石川県の七尾市に職員を派遣したところでございます。この方式につきましては、総務省が2018年に制度化をしまして、都道府県や政令都市、政令指定都市を先行に実施されておるものでございます。こうした手法などを参考に、新たな近隣ではない広域的な協定の協定先を検討していきたいというふうに考えております。

まだまだそういうところに関しましては、うちの方の防災対策まだ十分ではないところご

ざいます。先進地の自治体の事例を参考にさせていただきまして、いろいろと広域的に災害支援考えていきたいというふうに今のところは考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、向出議員。

7 番（向出 健君） 7 番、向出です。

当然相手方もあることですので、相手の受入れ体制、自分のところの被災も含めまして難しい場合等々もあるかもしれません。一方で、一定話ししたときに多少の感触がある旨のお話もありました。それで特に笠置町、例えば台風来るということが分かってやっぱり全域的にも水没、浸水してしまうという、自分の家にいるのは不安だと、いざどこか行けないかとなったときに、やっぱり協定があつてこういう場合はあそこに行ったらいいということはきちっと決まっていれば、やっぱり避難をしやすいと思うんですね。だからやっぱりそういう点では、できる限りそういう形で整備していただいて、そういう場合にはこのこと、このところに行けますということを整備していただくということがまず大事なかなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

そうしましたら、最後、備蓄倉庫の問題なんですけれども、度々質問させていただきましてなかなか場所等難しい旨と、それ、各区にも協力いただいて備蓄の方を考えたいという答弁がありました。ただ一方でもう少し考えたい旨もありましたけれども、今この備蓄倉庫についての増設等についてはどういう進捗状況でしょうか。答弁いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

向出議員の防災倉庫の増設についての御質問でございます。

今のところ、増設につきまして具体的な計画を立てているというところはありません。地域防災計画の中でも定めております備蓄品の考え方としまして、自助、共助により行われる物資の確保を基本としながら、その保管としての考えの下、町として備えておくべき備蓄品の整備に努めているところでございます。自助としまして御家庭でも必要な生活物資の備蓄に努めていただくこと、また、共助としまして地域や企業におきまして備蓄品を整備していただくこと、そして、公助として特に避難所の運営に必要な備蓄品を整備すること、この3つが効果的に機能することが大切ではないかというふうに考えております。

倉庫の設置場所につきましては、議員も御理解いただいているということで、検討課題の一つであると認識しております。増設することがいいのか、倉庫ではなく保管できるところを分散するのか、また管理はどうするのか、物資を運ぶ手段についてまず検討していくこと

も大切かというふうに思っております。いろいろな災害を想定しまして、倉庫も含め保管場所の被害状況ということもありますし、どうしたら備蓄品を確実に被災者の方に届けることができるのか、避難所へ運ぶことができるのかというところを優先に考えながら、防災倉庫のことについても考えていく必要があると思います。

そうしたこともありまして、例を挙げまして共助としまして、各自治会におきまして備蓄品の保管に御協力をいただきたいというところではあります、各区ごとの御事情もあるということは重々認識しております。その中で昨年度、西部区自主防災組織を設置されまして、宝くじのコミュニティ助成事業というものを活用していただき、防災資機材、また防災備蓄品に合わせて防災倉庫の設置をされた経過がありまして、先進事例として各自治会へも紹介をさせていただきたいというふうに思っています。

繰り返しになりますが、防災倉庫につきましては、増設も含めましていろいろな角度から考えていく必要があるということで、今後も検討については進めさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7 番、向出議員。

7 番（向出 健君） 7 番、向出です。

答弁いただきましたように、必要なことは要するに必要な物資、町として備蓄しているものは、きちっと本当に災害時にちゃんと住民の方に行き渡って利用していただけるということだと思います。なので倉庫という形なのか、どこか保管する場所を造るのか、当然いろんなことあると思うんですね。ただ例えば道がここを寸断されたらどうなるのかとかも含めましてシミュレートいただきまして、ぜひ対応いただきたいというふうに思います。

それともう一つ、区長の方、区長会の方に協力いただくこともいいとは思いますが、やっぱり労力の面でいくとなかなか大変、要するに備蓄の管理というのは意識的にしていけないといけないという面もありまして、なかなか厳しい面がありますので、やっぱり町主導でそこは考えていただきたいなというふうに思っています。そのことを求めまして、質問を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これで向出議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで休憩をします。議場の時計で 1 1 時再開とします。

休 憩 午前 1 0 時 4 8 分

再 開 午前 1 1 時 0 2 分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（西 昭夫君） 発言の申出がありましたので、これを許します。参事兼商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど山本翔太議員から御質問いただきました花火に係る経費についてですけれども、私の答弁の中で花火大会の経費はというふうにお答えさせていただきましたが、昨日来、花火の打ち上げに係るというふうにお話しさせていただいていますので、今回花火の打ち上げに係る経費はというふうに訂正させていただきます。以上です。

議長（西 昭夫君） 日程第2、発議第2号、笠置町の四季の催し物についての効果的な運用を求める決議の件を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 発議第2号。

令和6年12月20日。

提出者、笠置町議会議員、山本翔太、賛成者、山本麻也議員、山本勝喜議員、向出健議員です。

笠置町の四季の催し物についての効果的な運用を求める決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

笠置町の四季の催し物についての効果的な運用を求める決議（案）。

笠置町における四季の催しについて、町民をはじめ誰もが楽しめるような運用と、事業目的のための効果的な運用の見直しや改善を求めるとともに、笠置町が財政難の状況の中、財政負担をできる限り少なくするため、広く寄付金を募る等の工夫を下記のとおり求める。

記

1、事業目的に合致した運用になっているか等、事業運用の効果的な見直しと改善を求める。

2、住民や参加者が楽しむ内容や運用となるよう改善を求める。

3、事業開催にあたっては財政負担をできる限り少なくするため、寄附金を募るなど工夫を求める。

以上、決議する。

令和6年12月20日。

京都府相楽郡笠置町議会。以上です。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

まず初めに、西朋子議員の発言を許します。通告に従い一括で質疑をしてください。

2番（西 朋子君） 通告に従い質問いたします。

質問は4つあります。

1つ、四季の催し物とは何を指しますか。

2つ目、寄附金を募る等の等とは何を指しますか。

3つ目、1の事業目的に合致した運用になっているか等、事業運用の効果的な見直しと改善を求めるとは、事業に係る費用の縮小を求めているのですか。

4つ目、2の住民や参加者が楽しむ内容や運用となるよう改善を求めるとありますが、具体的な内容、問題点を催し物ごとに教えてください。

議長（西 昭夫君） 6番、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

1つ目、四季の催し物とは何を指しますかのことに対してなんですが、四季の催し物とは、笠置町内で催されるさくらまつり、花火大会、もみじまつり、鍋フェスタの4つの催し物のことです。例年は各々春夏秋冬に実施してきたことから、四季の催し物としています。

続いて、2つ目の質問にお答えさせていただきます。

寄附金等を募るの等とは何を指しますかの御質問について、寄附金等の等は例示すれば入場料の導入、駐車場の有料化、ふるさと納税が挙げられますが、ここでは資金を調達する手段として寄附金に限定しないという意味で等としており、具体的な方法は町として検討していただきたいとの趣旨です。

3番目の質問にお答えさせていただきます。

事業運用の効果的な見直しについては、規模や費用の縮小だけでなく、平時の観光につながるような工夫、また町内での出店の支援というような町を活気づけるための見直しという意味合いです。

質問4に対してお答えさせていただきます。

改善の例として、問題点は催し物ごとにと質問されていたのですが、催し物ごとにはなく全体として考えていまして、改善の例として鍋フェスタなどの椅子などの増設や仮設洋式トイレの増設、花火大会などにおける送迎バスなど送迎の支援、さくらまつりホームページ

での情報提供が挙げられますが、町として課題を整理、検討し、改善できるところは実施していただきたいという趣旨です。以上です。

議長（西 昭夫君） 2 番、西朋子議員。

2 番（西 朋子君） 2 番、西朋子です。

2 番の、私が 2 番で質問しました寄附金を募る等などの等についてですが、今お答えいただいた中に駐車料金ということが入っていましたけれども、駐車料金を取るということでの
お考えであれば、催し物に対して集客等考えると逆効果になると思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） それだけ。

2 番（西 朋子君） ほか。いえ、これだけです。

議長（西 昭夫君） 西朋子議員に言いますけれども、今の山本翔太議員の発言では、それらを含めて町が考える、考えてほしいということの趣旨なので、今の質問でいうと少しずれているのかなと。限定している、駐車場料金を取れとか入場料を取れというふうには言っていないので、それを検討課題に入れろという、入れてほしいということなので、西朋子議員の言っていることはよく分かるんですが、少し趣旨からずれているのかなと思います。他の答弁に対しては何か再質問ありますか。

2 番（西 朋子君） いえ、ありません。

議長（西 昭夫君） 取消しでいいですか。

2 番（西 朋子君） はい。

議長（西 昭夫君） 分かりました。

それでは、西朋子議員の質問、通告による質問はこれで終わりでいいですか。

次に、全員にお聞きします。他に質疑はありませんか。1 番、由本議員。

1 番（由本好史君） 1 番、由本です。

この議決した案の内容につきましては、既に行政側も十分に理解されているような内容か
と思います。なぜ今この内容を決議する必要があるのか、また、これを決議したとしてこの
後どういった展開、どういうふうに持っていかれるのか、そのあたりを教えたいと思
います。

議長（西 昭夫君） 6 番、山本翔太議員。

6 番（山本翔太君） なぜ今と質問されたのですが、正直言うとなぜ今と言われてもちょっと
いろいろとあった中でうまくはお伝えできないのですが、先ほど由本議員からの質問

に関しましては、これから町と一緒に考えていきたいなと思っております。違います。

議長（西 昭夫君） 答弁が終われば座ってください。

6 番（山本翔太君） はい。

議長（西 昭夫君） 1 番、由本議員。

1 番（由本好史君） それなら、1 番、由本です。

それならどうして、このような議決をしなくてもその話合いとか議論をして行政側に伝えるべきではないでしょうか。その方がより早く行政側に伝わりますし、今後は一層行政側と話合いの場を持って、よりよい笠置町を目指すために取り組んではいかがでしょうか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 6 番、山本翔太議員。

6 番（山本翔太君） 例年の町の予算なんですけれども、さくらまつり約 30 万円、花火大会約 300 万円、もみじまつり約 100 万円、鍋フェスタ約 300 万円となっており、ちょっとでも予算を削るように今後催し物について考えていただきたいなと思っております。

議長（西 昭夫君） いいですか。他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

反対ですか、賛成ですか。

（「反対です」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） まず、原案に反対の者の発言を許します。2 番、西朋子議員。

2 番（西 朋子君） 2 番、西朋子です。

発議第 2 号、笠置町の四季の催し物についての効果的な運用を求める決議（案）についての反対の立場で討論いたします。

決議とは非常に重いものだと思っています。内容的にはもう少し議論の余地があり、申入れや提言でいいように思います。事業費用を抑えるように読み取れる文言が入っているので、職員の事業や催し物に対する考え方の委縮につながる懸念があります。それは、町や町民にとって不利益になりかねません。財政が厳しい笠置町にとっては、集中と選択を進めていかなければなりません。無駄な支出はなくさなければなりません、ここぞという時などには事業規模を大きくする必要も出てくると思われます。その時にもしこの決議が可決されたら逆効果になるかもしれません。以上をもって本決議案の反対討論といたします。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。7番、向出議員。

7番（向出 健君） 7番、向出です。

1つは、財政が厳しいという指摘があるとおり、町もそういう意識の下、言われてきました。福祉等もなかなか向上が難しいという状況があります。その一方で花火大会、さくらまつり、それぞれの四季の催し物の予算というのは例年ほぼ同じような額になっております。鍋フェスタと花火大会でいいますと例年は約300万円、もみじまつりでいきますと約100万円になっています。さくらまつりでは約30万です。年によって多少違う年もありますけれども、おおよそそういう予算でやってきたという状況があります。その中で、もちろん鍋フェスタ等も含めまして、花火大会も含めまして、寄附を集めていただくというようなこともしていただいているんですけども、予算上はずっと一緒に来ていると。これを少しでも町の財政が厳しい中なので持ち出しを少なくするために工夫をしてほしいということとは、例年同じ予算で来ているという状況の下で、90周年の町制もあるという中で、節目としてこういう決議をする意義があるのではないかというふうに考えております。

それから、町民とか参加者の方が楽しんでいただけるようなということも、例えば花火大会でいいますと、バスを出している時もありましたけれども、ここ最近では渋滞もあるということですけどもそういうこともされていないという中で、なかなか交通手段がない方は直接参加が厳しいという面もあるのではないかと、そういった個々の改善点というものはあるというふうに考えております。その中で、町も当然一定を考えてはいただいているんですけども、やっぱりぐっと本当に参加いただけるような、本当に楽しんでいただけるような仕組みづくりという点でまだ十分ではないんじゃないかと考えております。そういった点から、決議を上げることによって、このままでいいということではなくて、やっぱり改善をしてよりよいものにしていただきたいという趣旨で出す意義があると考えていますので、以上をもちまして賛成の討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 他に原案に反対の者の討論はありませんか。1番、由本議員。

1番（由本好史君） 笠置町の四季の催し物についての効果的な運用を求める決議（案）について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この決議案の内容については、既に行政側も十分に理解されており、この内容を決議する必要があるとは思いませんし、先ほど来から財政の面の話をされております。令和5年度の決算を見ましても、この四季の関係で419万円が支出をされておりますが、もっとほかに財政面を考える上ではいこいの館が1,332万7,000円というような高額な支出がさ

れております。まず、こういったところが先いろいろ検討していくべきかと思います。こういったこのような内容を議決するのであれば、もっと行政側と話合いの場を設け、議論を重ねられるべきだと思います。今後は一層行政側と話合いの場を持ち、よりよい笠置町を目指すために取り組んでいくべきだと思います、反対討論とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） 他に原案に賛成の者の発言はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

発議第2号、笠置町の四季の催し物についての効果的な運用を求める決議の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、発議第2号、笠置町の四季の催し物についての効果的な運用を求める決議の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、一部事務組合等議会報告を行います。相楽広域行政組合議会、山本翔太議員。

6番（山本翔太君） 広域行政組合議会定例会の御報告をさせていただきます。

11月26日火曜日に相楽会館大ホールにおいて令和6年第2回相楽広域行政組合議会定例会が開催されましたので報告します。

初めに、杉浦代表理事から、組合の主な取組について、令和6年第2回議会定例会業務報告の資料の配付をもって報告がありました。

次に、諸般の報告で、議会運営委員会福井委員長から、去る11月15日に開催した議会運営委員会での議会運営に関する申合せ事項の改正内容について、役員選出に関する事項を新たに加えたもので、構成市町村における議会議員選挙及び構成替えがあった場合において、当該議員の任期満了と選任日に切れ目のない場合、本組合議会における役員、議長、副議長、監査委員及び議会運営委員については、選任の手続を省略し、引き続きその役職にあたるものとする報告がありました。

次に、一般質問で、木津川市、山本しのぶ議員から、相楽会館改築期間中における市民サービスの維持のために、精華町、坪井議員から、火葬場、霊園についての質問がなされました。

その後、議案の審議に入り、まず、認定第1号、令和5年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額は2億9,368万4,929円、歳出総額は2億7,932万7,035円、歳入歳出差引額は1,435万7,894円、実質収支額は1,435万7,894円であり、質疑はなく、全員賛成で認定されました。

続いて、相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例がそれぞれ審議されました。人事院勧告に伴う改正などで、ともに質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第7号、令和6年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ637万3,000円を追加し、それぞれ3億2,887万3,000円とするとともに、相楽会館建替事業に関する繰越明許費及び債務負担行為を認定するもので、歳出では、条例の一部改正に伴う人件費の増額、仮移転に伴う建て替え経費の増額補正を行い、歳入では、前年度繰越金を増額する補正を行うもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。以上です。

議長（西 昭夫君） 相楽中部消防組合議会、山本麻也議員。

4番（山本麻也君） 相楽中部消防組合議会報告を行います。

令和6年11月26日、午前10時より第2回相楽中部消防組合議会定例会が開催されました。

会議では、任期満了に伴う改選により、笠置町からの相楽中部消防組合議会議員の選出を受け、西昭夫議員が消防賞じゅつ金等審査委員会委員に、また表彰審査委員会委員には私、山本が選出されました。

主な会議の内容ですが、令和5年度の一般会計決算認定については、歳入総額32億5,831万95円、歳出総額32億239万8,664円、差引額5,591万1,431円で、賛成多数で可決されました。

次に、会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正や相楽中部消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について審査し、ともに全会一致で可決しました。

また、新庁舎移転に伴い、什器等の購入のため、財産の取得について議会に議決が求められ、賛成多数で可決しました。

令和6年度の一般会計補正予算（第1号）は、人件費の増額や新庁舎建設工事費の中間払い延期等による減額などにより、歳入歳出総額が15億3,788万円で、賛成多数で可決されました。

このほか、令和５年度の一般会計繰越明許費繰越計算書について、新庁舎造成・安定化対策工事に伴う用地測量業務に係る費用を繰り越された旨、報告がありました。以上です。

議長（西 昭夫君） 山城病院組合議会、由本好史議員。

１番（由本好史君） それでは、令和６年第２回国民健康保険山城病院組合議会定例会の報告をさせていただきます。

令和６年１１月２５日月曜日、午前９時３０分から京都山城総合医療センター会議室において令和６年第２回定例会が開催されました。

開会に先立ち、１１月２日に御逝去されました田中良三前議員に対し、黙禱が捧げられました。

その後、議長から、笠置町議会臨時会において西朋子議員と私が当組合議会議員に選出された旨の報告があり、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われました。

次に、議会の選考委員の指名推選により、私が副議長に選出され、議会運営委員会の委員の選任につきましては、議長により西朋子議員が議会運営委員に指名されました。

次に、管理者から、５月臨時会以降の病院組合の活動報告と提出議案の説明がありました。

次に、２人の議員から一般質問が行われ、その後、同意第３号、公平委員の選任についての案件が提出されました。

任期満了に伴い、引き続き安井恒夫氏を選任するという事で、全員賛成で同意されました。

次に、認定第１号、令和５年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計決算認定についてが提案されました。

病院事業収益が８７億６，８３０万３，７３８円に対し、病院事業費用は９０億２，５６０万６２４円で、２億５，７２９万６，８８６円の純損失ということで、２人の議員が質問をされ、討論はなく、全員賛成で認定されました。

次に、認定第２号、令和５年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計決算認定についてが提案されました。

施設事業収益が４億５，１６３万９７２円に対し、施設事業費用は４億５，３１８万６，１１０円で、１５５万５，１３８円の純損失ということで、質疑、討論はなく、全員賛成で認定されました。

次に、議案第６号、国民健康保険山城病院組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例が提案されました。

この条例につきましては、医師の役職定年を65歳に設定するための改正で、質疑、討論はなく、全員賛成で可決されました。

その後、事務局から、令和6年人事院勧告、報告を踏まえた対応について、11月25日現在、国家公務員に係る閣議決定が行われていないため、当組合の対応は2月定例会で関係条例の改正を提案する旨、報告があり、閉会をいたしました。以上、令和6年第2回国民健康保険山城病院組合議会定例会の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 加茂笠置組合議会、西朋子議員。

2番（西 朋子君） 加茂笠置組合議会の報告をさせていただきます。

令和6年11月27日、午後2時より第2回加茂笠置組合議会臨時会が木津川市で開催されました。

開会前に、11月2日に御逝去されました田中良三前議員に黙禱を捧げました。

本会議の審議では、任期満了に伴う改選により、笠置町から加茂笠置組合議会議員の選出を受け、副議長選挙及び議会運営委員会委員の選任と、令和6年度加茂笠置組合会計補正第1号について審議しました。

副議長選挙では由本好史議員が、議会運営委員には松本俊清議員と西朋子が、監査委員には向出健議員がそれぞれ選任されました。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,069万4,000円とするもので、主な内容は、財源調整のための財政調整基金繰入金を増額するとともに、歳出では、人事院勧告に基づく人件費の増額で、審議、討論なく、全会一致で可決されました。以上です。

議長（西 昭夫君） 相楽東部広域連合議会、向出健議員。

7番（向出 健君） 相楽東部広域連合議会の報告をいたします。

相楽東部広域連合議会は、去る12月9日に南山城村村議会にて令和6年度第3回の定例会を開きました。

主な内容を報告させていただきます。

相楽東部広域連合議長には、西昭夫議員が選出をされました。

一般質問では、和束町の村山一彦議員から、和束小学校の用務員が行っている草刈りの危険な箇所について予算化を求める質問、携帯電話の利用についての依存症やリスクについての質問、学校健診の上半身裸の受診についての対応の質問等がされました。答弁では、和束小学校の草刈り予算化は検討したいとの答弁、携帯については依存症リスクについて啓発し

ているとの答弁、学校健診については、管内では体操服を着るなど配慮をしている、パーティションで区切り一人一人実施をしている等の答弁でした。

南山城村の鈴木かほる議員の一般質問は、学校体育館の空調の整備についての質問、万博の京都府教育委員会からの説明、情報の内容、各学校への伝達、万博の参加の教職員、保護者の意見の尊重、各学校の自主判断についての質問等がされました。答弁では、体育館の空調の国の補助金、大規模災害時にはL P ガス空調の施工が多く、全国ではそういう例が多い、これで調べている旨の答弁がありました。体育館の空調は莫大な費用がかかる、空調があることは望ましいが、費用対効果を考えて工夫したいと答弁がされました。京都府教育委員会からの説明は全て学校に伝達、疑念についてはQ & A で説明されているとの答弁がありました。万博の参加については各学校の判断、安全・安心を保障しないといけない、笠置中学校以外は参加したいとの意向が示されているとの答弁がありました。

私、向出の一般質問では、東部クリーンセンターの擁壁安全対策工事の亀裂等の発生についての原因究明、責任の所在等、東部クリーンセンターの焼却施設の撤去対応等について質問いたしました。答弁では、亀裂等の原因は判明していないが、雨水が地下に浸透したことが影響との答弁がありました。責任については設計業者、施工業者とも適正にしており、責任はないとの答弁がありました。焼却施設の撤去については、撤去費用は大きく積立てしていくなど考えていかなければならないとの答弁がありました。

議案では、令和5年度の一般会計決算の認定について、若干の質疑の後、討論はなく、全員賛成で認定をされました。

令和6年度の一般会計補正予算の専決承認があり、内容は笠置小学校の給食室の修繕の必要が生じたための内容で、討論はなく、全員賛成で承認をされました。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正では、人事院の勧告を受け、関係法律の改定が予定されているため、給料を上げるという内容で、質疑、討論ともになく、全員賛成で成立をいたしました。

令和6年度一般会計補正予算については、給与表改定に関わる人件費、各学校のネット回線の新設等の内容で、若干の質疑の後、討論はなく、全員賛成で可決成立をいたしました。

その他、相楽東部広域連合の選挙管理委員及び補充員の選挙、同監査委員の選任同意、同公平委員の選任同意の3つについて、全員の賛成で、全員当選及び同意がされました。

最後に、委員会の閉会中の継続審査及び調査することを確認し、閉会をいたしました。以上で報告いたします。

議長（西 昭夫君） これで一部事務組合等議会報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第４、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（西 昭夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和６年１２月第４回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前１１時４０分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 昭 夫

署名議員 由 本 好 史

署名議員 西 朋 子